

平成19年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率の状況

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて新たな財政指標を算定し公表することが義務付けられました。

下記1のとおり実質赤字比率など4つの指標からなる健全化判断比率には、国が定めた早期健全化基準が設けられており、この基準を1つでも超えると、財政健全化計画を定めて悪化した市の財政を建て直すこととなります。また、公営企業については、各会計ごとに資金不足比率を算定することになっており、経営健全化基準が定められております。

平成19年度の健全化判断比率・資金不足比率の状況は下記の表のとおりです。
各指標それぞれの算定方法などについては次ページ以降で解説します。

1. 健全化判断比率

指標の名称	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.29%
連結実質赤字比率	—	17.29%
実質公債費比率	3.4%	25.0%
将来負担比率	27.6%	350.0%

※実質赤字額・連結実質赤字額がない場合は「—」と表す。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0%
中神土地区画整理事業特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※資金不足額がない場合は「—」と表す。

上記のとおり、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を大きく下回り、資金不足比率についても発生しておりません。これらの指標から財政の健全度は高いと言えます。

しかしながら、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、平成19年度決算では95.3%となり、新たな行政需要に対応しにくい状況でもあります。

今後も、市民サービスの維持・向上を図るため、更なる行財政の健全化に取り組むとともに、効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、市の財政規模に対する一般会計の赤字額の割合を示します。家計に例えると、一年間の収入と支出で赤字になった額が、家計の規模に対してどのくらいの割合であったかということです。

※以下、特に断りのない場合、単位はすべて千円です。

一般会計の実質赤字額	=	実質赤字比率(%)
なし		
<hr/>		
標準財政規模		
22,237,198		—

(参考) 実質赤字額が361,320千円でしたので、実質赤字比率を算定すると1.62%となります。

実質赤字額

歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支が赤字になった場合の、当該赤字額を言います。

標準財政規模

標準税収入額等21,275,825＋臨時財政対策債発行可能額961,373＝22,237,198

普通交付税の算定にあたり、市税や地方消費税交付金などの一般財源（何にでも使えるお金）の収入額がどのくらいの規模であるかを示す数値を言い、各自治体の財政規模を表します。なお、地方財源が不足しているため、普通交付税の代わりに臨時的に発行できる借金（臨時財政対策債）の額を含みます。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の財政規模に対する全会計の赤字額の割合を示します。家計に例えると、仕送りを受けて一人暮らしをしている子どもなど、お金のやりとりのある世帯をあわせて一年間の収入と支出を比べて赤字になった額が、主の世帯の家計の規模に対してどのくらいの割合であったかということです。

平成19年度決算においては、国民健康保険特別会計が266,626千円の赤字となりましたが、他の会計はすべて黒字でしたので、合計すると1,886,907千円の黒字となりました。

全会計の実質赤字額	=	連結実質赤字比率(%)
なし		—
標準財政規模		
22,237,198		

(参考) 全会計の実質黒字額が1,886,907千円でしたので、連結実質黒字比率を算定すると8.48%となります。

全会計の実質赤字額（括弧内は実質黒字額）

一般会計	: なし	(361,320)
国民健康保険特別会計	: 266,626	
老人保健医療特別会計	: なし	(1,449)
介護保険特別会計	: なし	(55,041)
下水道事業特別会計	: なし	(24,391)
中神土地区画整理事業特別会計	: なし	(948)
水道事業会計	: なし	(1,710,384)

全会計とは、上記7会計となります。

なお、地方公営企業法が適用される水道事業会計の赤字額は他の会計とは異なり、流動負債から流動資産の額を差し引いた額となります。（他の会計は(1)に記載のとおりです。）

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市の財政規模に対する、特別会計などを含めたすべての借金の返済に充てた税などの割合を示します。家計に例えると、住宅ローンなどの借金返済額が、一年間の家計でどのくらいの割合を占めていたかということです。

なお、前3カ年の平均値を平成19年度決算の実質公債費比率として扱います。

借金返済額等	—	特定財源・ 普通交付税で措置される額	=	実質公債費比率 (単年度) (%)
3,507,844		2,678,952		4.08042

標準財政規模	—	普通交付税で措置される額		
22,237,198		1,923,326		

平成19年度 比率 (%)	+	平成18年度 比率 (%)	+	平成17年度 比率 (%)	÷ 3 =	実質公債費比率 (%)
4.08042		3.41281		2.96026		3.4

借金返済額等

一般会計が直接支払った借金返済額	: 2,779,952
特別会計の借金返済に充てるための繰出金	: 513,203
一部事務組合の借金返済に充てるための負担金	: 140,799
公債費に準ずる債務負担行為に係る支払額	: 73,890

通常、借金返済額（公債費）として扱うものは一般会計が直接支出する借金返済額だけですが、実質的に借金返済額と考えられるもの（実質公債費）として、特別会計や一部事務組合の借金返済に充てるために一般会計が支払った額や、公債費に準ずる債務負担行為に係る支払額（例えば土地開発公社から市が買い戻す土地の代金など）を、この指標では含みます。

特定財源・普通交付税で措置される額

特定財源	: 755,626
普通交付税で措置される額	: 1,923,326

特定財源とは、使い道が定められていてほかには使えない収入のことを言います。ここでは都市計画事業のための借金返済に充てることができる都市計画税などです。

普通交付税で措置される額とは、減税補てん債など普通交付税算定上の需要（支出）額に含まれる国の施策による借金返済額で、公債費比率の計算において分母・分子ともに差し引くことになっています。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、市の財政規模に対する今後支払う負債に充てる税などの割合を示します。家計に例えると、住宅ローンなどでまだこれから払わなければならない残額から貯金などを差し引いた金額が、一年間の家計の規模と比べてどのくらいかという割合です。

将来負担額	-	充当可能財源等		
37,613,908		31,996,193		将来負担比率 (%)
標準財政規模	-	普通交付税で措置される額		27.6
22,237,198		1,923,326		

将来負担額

一般会計の借金の残高	: 22,123,977
特別会計の借金残高のうち一般会計支払見込額	: 3,244,005
一部事務組合の借金残高のうち一般会計支払見込額	: 1,228,574
公債費に準ずる債務負担行為に係る今後支払額	: 439,329
職員の退職手当負担見込額	: 10,578,023

実質公債費比率で扱った借金返済額等の残高にあたり、一般会計の借金の残高のほか、特別会計や一部事務組合の借金の残高のうち繰出金や負担金といった形で一般会計が支払うと見込まれる額、債務負担行為として既に今後の支払契約を結んでいるもの及び職員の退職手当負担見込額などの総額になります。

充当可能財源等

充当可能基金	: 7,333,056
充当可能特定歳入	: 6,424,813
今後普通交付税で措置される額の合計	: 18,238,324

今ある貯金の額、都市計画事業のための借金返済に充てることができる都市計画税等の特定財源額などのことです。

なお、実質公債費比率と同様、普通交付税で措置される額は分母・分子ともに差し引くことになっています。（分母は平成19年度に措置された返済額、分子は今後措置される借金総額。）

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の事業規模に対する資金不足額（赤字額）の割合を示します。

① 下水道事業特別会計

資金の不足額	=	資金不足比率 (%)
なし		—
事業の規模	=	—
2,080,415		

(参考) 資金剰余額が24,391千円でしたので、資金剰余比率を算定すると1.1%となります。

② 中神土地区画整理事業特別会計

資金の不足額	=	資金不足比率 (%)
なし		—
事業の規模	=	—
19,727		

(参考) 資金剰余額が948千円でしたので、資金剰余比率を算定すると4.8%となります。

③ 水道事業会計

資金の不足額	=	資金不足比率 (%)
なし		—
事業の規模	=	—
1,798,180		

(参考) 資金剰余額が1,710,384千円でしたので、資金剰余比率を算定すると95.1%となります。

資金の不足額

下水道事業特別会計では実質赤字額と同じです。

中神土地区画整理事業特別会計では実質赤字額から土地収入見込額を差し引いた額となります。

水道事業会計では企業債を除いた流動負債から流動資産を差し引いた額となります。

事業の規模

営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額（又はそれに相当する額）のことです。

下水道事業特別会計では下水道使用料や一般会計繰入金の一部、中神土地区画整理事業特別会計では保留地処分金がこれに当たります。